

平成 29 年 第 4 回伊仙町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成 29 年 4 月 17 日（月）午前 9 時 00 分～

2、開催場所 議会委員会室

3、出席委員（13 人）

会長	1 番	藤島 正廣
会長職務代理者	2 番	永岡 和男
委員	3 番	福山 宣太
	・	
	5 番	義山 太志
	6 番	牧本 和英
	・	
	8 番	喜崎 徳吉
	9 番	西 彦二
	10 番	義山 原康
	11 番	政岡 廣子
	12 番	宮永 誠
	13 番	春山 豊茂
	14 番	
	15 番	森 三江子
	16 番	重原 明美
	17 番	基山 美奈子

4. 欠席委員 4 番委員（田中 秀樹）・7 番委員（稲村 英治）

5. 議事日程

- 第 1 農地法第 3 条許可申請について（7 件）
- 第 2 農地法第 5 条許可申請について（1 件）
- 第 3 農業経営基盤強化促進事業について（1 件）
- 第 4 農地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について（5 件）
- 第 5 その他

6. 農業委員会事務局員

事務局長	樺山明博
	重村光作

会議の概要

事務局 おはようございます。定刻になりましたので只今から平成29年第4回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。

はじめに会長のご挨拶をお願いします。

会 長 おはようございます。皆さんは作物関係の収穫期、さとうきびの方も今日明日で搬入終わりということも聞いています。バレイショの搬入も20日までと聞いています。大幅終了に近づいてきていると思います。特に農産物、価格・量的に今期は、いい年だったんじゃないかと思います。来季も同じように豊作そして価格等で販売記録等を狙っています。以上です。

事務局 藤島会長ありがとうございます。本日は16名中12名の委員が出席しており定足数に達しましたので総会は成立いたします。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっていますので、以降の議事の進行は藤島会長にお願いいたします。会長よろしくをお願いします。

議 長 これより議事に入りたいとおもいます。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただく事にご異議ございませんか。

【異議なし】

議 長 それではですね、議事録署名委員ですが11番委員とですね10番委員にお願いいたします。なお本日の会議書記にはですね事務局職員の樺山氏と重村氏を指名したいと思います。

以上で日程第1を終わります。

議 長 それではですね、日程第2の議案第1号「農地法3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 今月の農地法第3条許可申請は、1議案7件です。
議案第1号について、受付番号25号から受付番号31号は所有権移転に関する件です。受付番号25号については、譲受人は徳之島町在住で譲渡人は目手久在住で、申請農地は大字目手久の畑で面積は7340㎡となっています。申請事由といたしましては贈与です。次に受付番号26号については、

譲受人は伊仙在住で譲渡人も伊仙在住で、申請農地は大字伊仙の畑で面積は3304㎡となっています。申請事由といたしましては経営拡張です。次に受付番号27号については、譲受人は伊仙在住で譲渡人は大阪市在住で、申請農地は大字伊仙外3筆の畑で面積は1013㎡となっています。申請事由といたしましては贈与です。次に受付番号28号については、譲受人は木之香在住で譲渡人は崎原在住で、申請農地は大字馬根の畑で面積は812㎡となっています。申請事由といたしましては贈与です。次に受付番号29号については、譲受人は犬田布在住で譲渡人は門真市在住で、申請農地は大字犬田布の畑で面積は474㎡となっています。申請事由といたしましては贈与です。次に受付番号30号については、譲受人は犬田布在住で譲渡人は大阪市在住で、申請農地は大字犬田布外1筆の畑で面積は4998㎡となっています。申請事由といたしましては経営拡張です。次に受付番号31号については、譲受人は崎原在住で譲渡人は徳之島町在住で、申請農地は大字糸木名外4筆の畑で面積は3379㎡となっています。申請事由といたしましては経営拡張です。

受付番号25号から受付番号31号までは、別添の調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてをみたしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明をおわります。

議長 はい、それではですね受付番号25号につきまして、現地調査の結果等につきまして担当委員のかたから説明をお願いします。

12番 農地法第3条許可申請25号について説明いたします。先日11番議員と一緒に調査の結果、農地法3条2号に低触いたしません。現況は50-1筆がバレイショの収穫後で外4筆キビの収穫後ですので皆様方のご審議よろしく願いいたします

11番 農地法第3条許可申請25号につきましては、ただいま12番委員のご説明の通りでございますので、皆様方のご審議をよろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、25号について質疑に入りたいと思います。何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 異議がないという事でありますので、採決を致したいと思います。賛成の方挙

手をお願いしたいと思います。

【全委員挙手】

議 長 はい、全員賛成という事ですね、受付番号25号については、原案のとおり決定を致します。

議 長 次に、受付番号26・27号についてですね、現地調査の結果等について、担当委員の方からお願いしたいと思います。

3 番 はい、農地法第3条許可申請第26・27号を一括にして説明いたします。先日4番委員と調査しました結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。畑の状況は、26号も27号もバレイショの収穫後でした。4番委員は今日欠席ということなので、みなさんよろしくお願ひしますとのことです。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それですね、受付番号26・27号について質疑に入りますが、何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 それでは、採決を致したいと思います。賛成の方、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 はい、全員賛成という事で、受付番号26・27号については原案通り決定を致したいと思います。

続きまして受付番号28号について担当委員の方から現地調査の結果等についてお願いしたいと思います。

2 番 おはようございます。農地法第3条許可申請第28号についてご説明致します。先日7番委員とともに調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。サトウキビの収穫後でした。

議 長 28号について、質疑に入りたいと思いますが、何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 はい、異議がないという事でありますので、採決をいたしたいと思います、賛成の方、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成という事です。28号については原案のとおり決定をしました。続きまして受付番号29号、30号に関連しますので一括して調査結果をお願いしたいと思います。

6 番 農地法3条許可申請について29号、30号を一括して説明いたします。先日17番委員と2人で調査した結果、なんら問題はなく、農地法3条2項各号に抵触していませんので、えー、皆様方のご審議をよろしくお願いします。

状況といたしまして29号がローズ畑です。30号がキビとバレイショの収穫後でした。

17番 29号、30号については、6番委員の説明とおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは29号、30号について質疑に入りたいと思います。何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 はい、異議がないという事でありますので採決をしたいと思います。賛成の方挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成という事です。29号、30号については原案のとおり決定をしたいと思います。続きまして受付番号31号についてですね、担当委員の方から現地調査の結果等についてお願いしたいと思います。

17番 はい、農地法第3条許可申請第31号について、ご説明いたします。えー、先日2番委員と調査しました結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしません、畑

の方は外4筆となっておりますが実際は、1枚の畑で現状としては、ローズ畑です。

2 番 　ただいま17番委員のご説明の通りでございますので、皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 　はい、ありがとうございます。それでは31号について質疑に入りたいと思います。何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 　はい、異議がないという事でありますので採決をしたいと思います。賛成の方挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 　はい、ありがとうございます。全員賛成という事です、31号については原案のとおり決定をしたいと思います。以上で農地法第3条許可申請について終わります。

　　続きまして農地法第5条許可申請について議題に供したいと思います。
事務局より、朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 　今月の農地法第5条申請は1議案1件です。受付番号2号について説明いたします。申請人Y氏は一般住宅を建設するためです。面積については330㎡となっております。申請地は伊仙の集落内で周辺は住家が多数あり電気、水道などの設備も整っており他の畑に何ら支障ないものと思われます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 　5条許可申請について受付番号2号を担当委員の方から説明・調査結果等について申し上げます。

13 番 　はい、5条許可申請第2号について、ご説明いたします。先日10番委員と調査したところ、申請書のとおりでございます。申請地の周辺も民家が多数ありまして、住家を建築してもなんら問題も無いと思われますので皆様方のご審議よろしく願いいたします。畑の状況といたしましては、さら地でございます。

10 番 農地法第5条許可申請2号につきましては、ただいま13番委員のご説明の通りでございますので、皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは農地法第5条許可について受付番号2号について質疑に入りたいと思います。何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 はい、異議がないという事でありますので採決をしたいと思います。賛成の方挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成という事です、農地法第5条許可申請2号については申請通り決定いたしました。

続きまして農業経営基盤強化促進事業についてを議題に供したいと思います。事務局より、朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件1議案1件です。受付番号9号は地権者から賃借人に直接権利を設定する件です。面積についてはお手元の資料のとおりで経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定の要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 農業経営基盤強化促進事業について、受付番号9号についてですね現地調査結果等について担当委員から現地調査の結果説明をお願いしたいと思います。

5 番 農業経営基盤強化促進事業9号について説明いたします。先日9番委員と共に調査した結果、何の問題もなく申請書のとおりでございます。皆様方のご審議よろしく申し上げます。現況は、バレイショ収穫後でした。今日、9番委員は休みと言う事なのでよろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。9号について質疑に入りたいと思います。何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 異議ないという事ですので採決を致したいと思います。賛成の方挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 はい、全員賛成という事ですね、農業経営基盤強化促進事業9号については原案のとおり決定を致しました。農業経営基盤強化促進事業ついて終わります。

続きまして、続きまして農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について議題に供したいと思います。事務局より朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 今月の農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成については1議案1件です。受付番号7号について説明いたします。申請人G氏は一般住宅を建設するためです。面積については165㎡となっています。場所については伊仙集落内で周辺に住家もあり電気、水道などの設備も整っており何ら問題ないと思われれます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 はい、農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について、受付番号7号について、担当委員の方から説明をお願いします。

13番 農用地利用計画変更申請7号について説明いたします。先日10番委員と2人で調査した結果、申請地の周囲は民家も多数あり地目変更して民家を建築してもなんら問題も無いものと思いますので、皆様方のご審議よろしくをお願いします。

畑の状況といたしましては、バレイショ収穫後でございます。

10番 農用地利用計画変更申請7号について、ただいま13番委員からご説明のあった通りでなんら問題も無いものと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 はい、それではですね、農用地利用計画変更申請7号について、審議に入りますが何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 異議ないという事ですので採決を致したいと思います。7号について賛成の方挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 はい、全員賛成という事ですね、農用地利用計画変更申請7号については許可相当ということで、意見書を作成したいと思います。以上で終わりたいと思います。